

講義年月日	2002年9月10日(火)
講演者	加藤 好郎氏(慶應義塾大学三田メディアセンター事務長)
テーマ	著作権最新動向
講義内容	<p><b>1.著作権管理事業法(2001年10月)施行</b> 新たに著作権管理団体が設立され、複写料金の大幅な値上げ問題が起きている。</p> <p><b>2.アメリカの著作権法と日本の著作権法の比較</b> アメリカの著作権法には、「公正利用」の規定があり、公正な著作物の利用として、それに該当するものと判断されれば、適法な行為となる。</p> <p><b>3.欧米の公共貸出権事情</b> 書籍の売上げ減少と図書館の貸出冊数増加には因果関係があり、その損害に対する補償金の支払いを求める著作者側からの発言が活発化している。欧米ではすでに「公共貸出権」という制度があり、日本でも導入すべきであるという議論が起きている。</p> <p><b>4.文化審議会著作権分科会</b> (1)文化庁文化審議会著作権分科会の構成と「戦略的対応を行うべき5つの分野」について 法制問題小委員会(情報化等に対応した著作権の権利・権利制限) 契約・流通小委員会(流通促進のための政府から民間への支援、契約に関する法制) 国際小委員会(国際的ルール、アジア地域との連携、海賊版対策) 著作権教育小委員会(社会人等への普及啓発事業、児童生徒への教育充実、教員の指導力向上支援) 司法救済制度小委員会(著作権に関する司法制度、裁判外紛争解決手段等) (2)図書館関連事項 &lt;図書館側からの権利制限の拡大要求&gt; ファクシミリ等の公衆送信の利用 入手困難な図書資料に掲載された著作物の全部を複製 再生手段の入手が困難である図書資料の複製 視覚障害者のための録音図書 ・インターネット端末から利用者がプリントアウトできること ・図書館資料をデータベース化できること &lt;権利者側からの権利制限の縮小要求&gt; 営利目的の「調査研究」を目的とした場合、権利制限の対象から除外 資料貸出に対する補償金 資料複製に対する補償金 ・公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外 ・ビデオ等の上映を、権利制限の対象から除外</p>
用語	<p>・公正利用: "Fair Use" 公正な使用であれば、著作物を著作権者の許諾無く使用できる。</p> <p>・公共貸出権(公貸権): "Public Lending Right" 図書館における著作物の利用にともなう著作者の報酬請求権(ないしは損害賠償請求権)。</p>
感想	著作権者側の権利保護と図書館側の利用促進の主張が平行線を辿ったままという不幸な事態を打開する上で、公正利用に関して広汎で柔軟なアメリカの著作権法や、欧米の公共貸出権の対応は示唆に富んでいる。また、著作権の問題はデジタル図書館構築にも深い関わりがあり、紙媒体の著作権に関して未解決の部分があるが、電子媒体の著作権についても進展を期待したい。
配付物	「著作権最新動向」
備考	<p>4&lt;図書館側&gt; ・4&lt;権利者側&gt; 法改正見送り(2003年4月)</p> <p>黒澤節男「図書館サービスと著作権の今日的課題」現代の図書館』、Vol.40, No.4, 2002.12, p.207-214</p> <p>南亮一「公貸権」に関する考察 各国における制度の比較を中心に」現代の図書館』、Vol.40, No.4, 2002.12, p.215-231</p> <p>寺倉憲一「ドイツの図書館における著作権問題 公共貸出権を中心に」現代の図書館』、Vol.40, No.4, 2002.12, p.232-238</p> <p>長塚真琴「複写権の法定集中管理と図書館における複写 フランスの法と運用」現代の図書館』、Vol.40, No.4, 2002.12, p.239-247</p> <p>酒川玲子「著作権の権利制限の見直しをめぐる状況 図書館等における著作物等の利用に関する検討結果」の報告」図書館雑誌』、Vol.97, No.1, 2003.1, p.48-51</p> <p>資料「文化審議会著作権分科会 審議経過の概要」(抄)」図書館雑誌』、Vol.97, No.1, 2003.1, p.52-54</p> <p>北川善太郎「コピーマート: 情報社会の法基盤』、有斐閣、2003.3</p> <p>三田誠広「図書館への私の提言』、劉草書房、2003.8</p>